



# 栃木県公報

平成25年  
6月25日(火)  
第2490号

## 目次

### 告 示

○解除予定保安林	565
○県営土地改良事業計画の決定	565
○道路の区域の変更	566
○道路の供用開始	566

### 公 告

○栃木県情報公開条例の運用状況の公表	567
○栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表	569
○県営土地改良事業に係る換地処分	572
○同	572
○県営土地改良事業の工事完了	572
○開発行為の工事完了	572

### 議 会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表	573
----------------------	-----

### 調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）	573
---------------	-----

### 宇都宮市街地開発組合

○宇都宮市街地開発組合財政事情の公表	575
○宇都宮市街地開発組合議会臨時会の招集	576

## 告 示

### 栃木県告示第379号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 6月25日

栃木県知事 福田 富 一

- 解除予定保安林の所在場所  
日光市小倉字東山923-2、924-3、926-4
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

(森林整備課)

### 栃木県告示第380号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年6月25日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営漆塚地区土地改良（区画整理）事業	平成25年6月26日から同年7月24日まで	平成25年8月8日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月25日から同年7月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 飛駒足利線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
208	前A	足利市名草中町1138-1から 足利市名草中町3647まで	11.3～13.3	94.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	足利市名草中町1138-1から 足利市名草中町3647まで	6.4～9.7	94.0	
	後	足利市名草中町1138-1から 足利市名草中町3647まで	11.3～13.3	94.0	

栃木県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年6月25日から同年7月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
68	主要地方道 宇都宮向田線	宇都宮市平出町1558-1から 宇都宮市平出町2344まで	平成25年6月27日
208	一般県道 飛駒足利線	足利市名草中町1521-2から 足利市名草中町1138-1まで	平成25年6月25日
218	一般県道 名草小俣線	足利市小俣町1618-11から 足利市小俣町1539-4まで	平成25年6月25日

(道路保全課)

**公 告**

○栃木県情報公開条例の運用状況の公表

栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第33条の規定により平成24年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年6月25日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公文書開示請求等の決定等の状況

(1) 請求及び申出の件数

(単位：件)

区 分	請 求	申 出
個 人	754	72
法 人	1,731	171
任 意 の 団 体	12	3
利 害 関 係 者	7	
合 計	2,504	246

(2) 請求及び申出に係る対象公文書数

(単位：件)

実 施 機 関	請 求	申 出
知 事		
総合政策部	14	-
経営管理部	255	88
県民生活部	25	-
環境森林部	261	20
保健福祉部	663	217
産業労働観光部	31	2
農 政 部	326	6
県土整備部	8,760	389
会 計 局	9	4
企 業 局	13	1
事 小 計	10,357	727
教 育 委 員 会	332	22
選 挙 管 理 委 員 会	60	4
人 事 委 員 会	-	-
監 査 委 員 会	-	-
公 安 委 員 会	25	-
警 察 本 部 長	150	48
労 働 委 員 会	-	-
収 用 委 員 会	-	-
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	-	-
合 計	10,924	801

(3) 請求及び申出に係る対象公文書の決定等の状況

(単位：件)

区	分	請	求	申	出		
決	開	示	9,484		673		
	部	分	開	示	1,355	107	
	非	開	示	13	1		
	存	否	応	答	拒	否	3
定	不	存	在		68	20	
却		下			1	-	
取	下	げ	等		-	-	
合		計			10,924	801	

注 1 請求：請求権者からのもの（条例第5条各号）

2 申出：請求権者以外からのもの（条例第18条第1項）

2 不服申立ての状況

(単位：件)

不 服 申 立 て の 件 数	処 理					状 況		
	決	定			取 下 げ 等	審 理 中		
	却	下	棄	却			一 部 認 容	全 部 認 容
4	-		1		-	-	1	2

3 情報の公表及び提供

実 施 機 関	県 民 プ ラ ザ の 閲 覧 用 行 政 資 料 数	行 政 資 料 の 有 償 頒 布 数
知		
総 合 政 策 部	418	309
経 営 管 理 部	482	64
県 民 生 活 部	331	381
環 境 森 林 部	297	257
保 健 福 祉 部	618	460
産 業 労 働 観 光 部	332	46
農 政 部	493	24
県 土 整 備 部	352	1,006
会 計 局	53	-
企 業 局	17	-
事 小 計	3,393	2,547
教 育 委 員 会	381	301
選 挙 管 理 委 員 会	52	10
人 事 委 員 会	42	-
監 査 委 員 会	14	-
公 安 委 員 会	-	-
警 察 本 部 長	57	-

労働委員会	9	-
収用委員会	5	-
内水面漁場管理委員会	-	-
合計	3,953	2,858

## ○栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第56条の規定により平成24年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年6月25日

栃木県知事 福田 富一

## 1 個人情報開示請求等の決定等の状況

(1) 請求の件数（簡易開示に係るものを除く。）

（単位：件）

区分	開示請求	訂正請求
本人	59	13
法定代理人	2	-
その他	-	-
合計	61	13

注 利用停止請求については、請求がなかったため省略する（以下同じ。）。

(2) 請求に係る対象公文書数

（単位：件）

実施機関	開示請求	訂正請求
知事	総合政策部	-
	経営管理部	20
	県民生活部	-
	環境森林部	-
	保健福祉部	11
	産業労働観光部	-
	農政部	-
	県土整備部	-
	会計局	1
	企業局	-
事小計	32	1
議会	-	-
教育委員会	2	-
選挙管理委員会	-	-
人事委員会	1	-
監査委員	-	-
公安委員会	14	4

警 察 本 部 長	95	8
労 働 委 員 会	-	-
収 用 委 員 会	-	-
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	-	-
合 計	144	13

## (3) 開示請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数
決 開 示	34
部 分 開 示	98
非 開 示	-
存 否 応 答 拒 否	-
定 不 存 在	8
却 下	4
取 下 げ 等	-
合 計	144

## (4) 訂正請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数
決 訂 正	-
部 分 訂 正	-
定 非 訂 正	-
却 下	13
取 下 げ 等	-
合 計	13

## 2 不服申立ての状況

該当なし

## 3 簡易開示の対象試験等数及び開示件数

実 施 機 関	対 象 試 験 等 数	実 施 試 験 等 数	件 数
知 総 合 政 策 部	-	-	-
経 営 管 理 部	2	-	-
県 民 生 活 部	-	-	-
環 境 森 林 部	1	1	-
保 健 福 祉 部	12	11	232
産 業 労 働 観 光 部	7	6	82
農 政 部	6	4	-
県 土 整 備 部	-	-	-
会 計 局	-	-	-
企 業 局	-	-	-

事	小	計	28	22	314
議		会	-	-	-
教	育	委 員 会	2	2	8,136
選	挙	管 理 委 員 会	-	-	-
人	事	委 員 会	8	8	386
監	査	委 員	-	-	-
公	安	委 員 会	-	-	-
警	察	本 部 長	-	-	-
労	働	委 員 会	-	-	-
収	用	委 員 会	-	-	-
内	水 面 漁 場 管 理 委 員 会		-	-	-
合		計	38	32	8,836

## 4 個人情報取扱事務登録の件数

実	施	機	関	件	数
知	総	合	政 策 部		34
	経	営	管 理 部		64
	県	民	生 活 部		100
	環	境	森 林 部		148
	保	健	福 祉 部		286
	産	業	労 働 観 光 部		86
	農		政 部		115
	県	土	整 備 部		113
	会		計 局		8
	企		業 局		8
事	小	計		962	
議		会		8	
教	育	委 員 会		106	
選	挙	管 理 委 員 会		24	
人	事	委 員 会		7	
監	査	委 員		4	
公	安	委 員 会		4	
警	察	本 部 長		145	
労	働	委 員 会		11	
収	用	委 員 会		3	
内	水 面 漁 場 管 理 委 員 会			4	
合		計		1,278	

(文書学事課)

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業（上寺島地区）内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年 6 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成25年 6 月 7 日

2 換地処分の内容

平成25年 3 月 1 日付け栃木県告示第94号で公告した換地計画のとおり。

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業（玉生地区）内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成25年 6 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

1 換地処分の年月日

平成25年 6 月 7 日

2 換地処分の内容

平成25年 3 月 1 日付け栃木県告示第94号で公告した換地計画のとおり。

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年 6 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	完 了 年 月 日
県営西沢地区土地改良（区画整理）事業	平成25年1月21日

（農地整備課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 6 月25日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 （工区に含まれる地域の名称）	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
那須塩原市北赤田1575番3の一部、1575番4の一部、1575番5の一部、1575番9、1575番19、1575番20、1575番21、1575番22、1575番23の一部、1575番24、1575番25、1575番26、1575番27、1575番28の一部、1575番29、1575番30、1575番31の一部、1575番32、1575番33、1575番34、1575番35、1575番36の一部	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4	東武商事株式会社



【第2工区】 (開発行為に関する工事) 那須塩原市北赤田1594番の一部		
--	--	--

(都市計画課)

## 議 会

### ○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表

栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）第30条の規定により平成24年度の条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年6月25日

栃木県議会議長 三 森 文 徳

#### 1 公文書開示請求等の決定等の状況

##### (1) 請求及び申出の件数

(単位：件)

区 分	請 求	申 出
個 人	2	-
法 人	-	-
任 意 の 団 体	3	-
利 害 関 係 者	-	-
合 計	5	-

##### (2) 請求及び申出に係る対象公文書の決定等の状況

(単位：件)

区 分	請 求	申 出
決 定 示 開 示	開 示	2
	部 分 開 示	2
	非 開 示	-
	非 存 否 応 答 拒 否	-
	不 存 在	1
未 決 定	-	-
取 下 げ 等	-	-
合 計	5	-

注 請求とは請求権者からのもの（条例第5条）をいい、申出とは請求権者以外からのもの（条例第18条）をいう。

#### 2 不服申立ての状況

該当なし

## 調 達 等 公 告

### ○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年6月25日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 運転シミュレータ 1式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県運転免許センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類C電気器具、カメラ類2通信機器、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年8月5日から同月6日の間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒322-0017 栃木県鹿沼市下石川681番地  
栃木県警察本部交通部運転免許管理課聴聞執行係 電話0289-76-0110（内線341）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成25年6月25日から同年8月5日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成25年8月5日午後5時 栃木県警察本部警務部会計課に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で上記会計課へ郵送すること。）  
イ 開札の日時及び場所 平成25年8月6日午後3時 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、栃木県警察本部交通部運転免許管理課で交付する運転シミュレータ仕様書に基づき作成した書類を、入札書の受領期限までに3の(1)の場所へ提出しなければならない。
- (4) 審査  
ア 技術審査 栃木県警察本部交通部運転免許管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。  
イ 技術審査基準 仕様書が、栃木県警察本部交通部運転免許管理課で交付する運転シミュレータ仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札者であって、栃木県財務規則第154条

の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約書の作成の要否 要  
 (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
 A set of driving simulator
- (2) Time and Date of bidding:  
 5:00 p.m., August 5, 2013
- (3) Information is available at:  
 Hearing and Execution Section  
 Driver's License Administration Division  
 Traffic Department Tochigi Police Headquarters  
 681 Shimoishikawa, Kanumashi, Tochigi 322-0017 TEL.0289-76-0110(extension739-341)

(警察本部会計課)

## 宇都宮市街地開発組合

### 宇都宮市街地開発組合告示第1号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定により、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成25年6月25日

宇都宮市街地開発組合  
 組合長 福田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法の規定により毎年6月と12月に公表しているものです。

なお、この表は平成25年3月31日現在の予算の執行状況であり、5月31日の出納閉鎖日までの確定額ではありません。

### 1 平成24年度一般会計予算の執行状況

- (1) 歳入（平成25年3月31日現在） (単位：円、%)

款	科	目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	調定額に対する 収 入 割 合
1	使用料及び手数料		1,000	55,500	55,500		100.0
2	財 産 収 入		53,116,000	53,487,298	53,487,298		100.0
3	繰 入 金		43,742,000	40,380,090	40,380,090		100.0
4	繰 越 金		100,000	168,632	168,632		100.0
5	諸 収 入		24,000	24,239	24,239		100.0
歳 入 合 計			96,983,000	94,115,759	94,115,759		100.0

- (2) 歳出（平成25年3月31日現在） (単位：円、%)

款	科	目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予算現額に対する 支 出 割 合
1	議 会 費		2,577,000	2,203,376	373,624	85.5
2	総 務 費		90,253,000	79,008,473	11,244,527	87.5

3	処 分 管 理 費	3,653,000	3,391,983	261,017	92.9
4	予 備 費	500,000		500,000	
歳 出 合 計		96,983,000	84,603,832	12,379,168	87.2

## 2 公有財産

## (1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成24年9月30日現在	増 減	平成25年3月31日現在
行政財産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普通財産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

## (2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分		平成24年9月30日現在	増 減	平成25年3月31日現在
1	有 価 証 券	7,022,260,130	△ 60,000,000	6,962,260,130
2	現 金	3,272,610,000	53,208,884	3,325,818,884
合 計		10,294,870,130	△ 6,791,116	10,288,079,014

## 宇都宮市街地開発組合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条の規定により、宇都宮市街地開発組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年6月25日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福田 富 一

- 1 日 時 平成25年7月2日（火）午後4時
- 2 場 所 宇都宮市昭和1丁目1番38号  
栃木県公館 中会議室
- 3 付議事件 選挙
  - (1) 議長の選挙について
  - (2) 副議長の選挙について
  - (3) 監査委員の互選について